「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 最終改正 令和6年3月」より抜粋

- 第4 特例介護給付費・特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費その他の給付
- I 特例介護給付費·特例訓練等給付費·特例地域相談支援給付費等
- 1 支給できる場合

市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等、地域相談支援又は基準該当障害福祉サービス(支給量又は地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費を支給することができる(法第30条第1項、法第51条の15第1項)。

- (1)支給決定又は地域相談支援給付決定前における緊急やむを得ないサービス利用等 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給申請をした日から当該 支給決定又は地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他 やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援を受けたとき。 この場合も、市町村は、申請者に対してサービス等利用計画案の提出を求める必要 があることに留意すること。
- (2) 基準該当障害福祉サービスの利用

支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る 指定運営基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる 基準該当事業所又は基準該当施設により行われる基準該当障害福祉サービス(指定障害福祉サービス等に該当しない障害福祉サービス)を受けたとき。

- ※ 基準該当施設については、現時点において、指定運営基準が定められていない。
- 2 緊急その他やむを得ない場合の支給の取扱い
- (1)対象となるサービス

支給申請に係る指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援(申請を行っていないものは対象とならない。)

(2) 支給できる量

支給申請に基づき後日支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた場合に、その 決定された支給量又は地域相談支援給付量の範囲内で支給することができる(支給決 定又は地域相談支援給付決定前後の利用を合わせて、当該月における利用量が支給量 又は地域相談支援給付量の範囲内であることが必要。)。

※ 障害支援区分が支給申請に係る障害福祉サービスの利用要件に満たないなど、 支給申請が却下された場合は、特例介護給付費等は支給されない。

- ※ 支給についてトラブルにならないよう、支給決定又は地域相談支援給付決定 前にサービス利用が必要な場合はあらかじめ市町村が相談を受けるようにす ることが望ましい。
- ※ 緊急その他やむを得ない利用に係るサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定後に利用契約を締結する契約支給量の範囲内において、当該月における支給決定又は地域相談支援給付決定前後のサービスを提供することが基本となる。

(3) 支給手続

支給決定又は地域相談支援給付決定前のサービス利用分は法定代理受領の対象とはならないので、市町村は、特例介護給付費等又は特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者がある場合は、支給決定又は地域相談支援給付決定後に次の申請書等の提出を受け、支給が必要と認められる場合は支給を行う。

なお、支給量又は地域相談支援給付量の範囲を超えて支給がなされないよう、原則 として支給決定又は地域相談支援給付決定後に提供されたサービス分の請求の確定を 待って支給することが適当である。

- ※ 市町村の判断により、申請書及び添付書類について電子メール等の手段による提 出も可能である。
- ※ 委任状等による市町村、事業者及び支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定 障害者の三者の合意の下であれば、いわゆる代理受領として、市町村から事業者に 対し特例介護給付費等又は特例地域相談支援給付費を支払うことも差し支えない。

ア申請書

特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等 又は特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者 は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない(則第 31条第1項、則第34条の53第1項)。

- ① 当該申請を行う支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者 証番号
- ② 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、 生年月日及び支給決定障害者等との続柄 (特例地域相談支援給付費の場合を除 く。)

③ 支給を受けようとする特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費の額

イ 添付書類

申請書には、③の特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費の額を証する書類を添付しなければならない(則第31条第2項、則第34条の53第2項)。具体的には次の書類とする。

- ① サービス提供証明書
 - ※ 各障害福祉サービスに係る介護給付費・特例介護給付費等明細書や地域 相談支援給付費・特定地域相談支援給付費等明細書の様式に準じて指定障 害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者が作成する(実績記 録票の写しも添付する。)。
- ② 領収証
- 3 基準該当障害福祉サービスの支給の取扱い
- (1)対象となるサービス

基準該当障害福祉サービス(支給決定を受けた障害福祉サービスに限る。)

- ※ 基準該当障害福祉サービスが設定される障害福祉サービス
 - 居宅介護
 - 重度訪問介護
 - 同行援護
 - 行動援護
 - 生活介護
 - 短期入所
 - 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
 - · 就労継続支援B型
- (2) 支給できる量

支給決定された支給量の範囲内

- (3) 支給手続
 - ア 原則(償還払い方式)

緊急やむを得ない利用に係る場合と同様(上記2の(3)を参照)。

イ 特例介護給付費等の現物給付化(代理受領方式)

基準該当障害福祉サービスを利用した場合、市町村が必要であると認めるときに 支払うことができる特例介護給付費等については、支給決定障害者等の支給申請に 基づき、市町村がその受けたサービス内容を審査し、当該支給決定障害者等に対し、償還払いをすることが原則である。

しかし、償還払いの方式は、支給決定障害者等にとって、費用の立替え、請求の 手続等が負担になること、又、市町村の事務が繁雑となり、市町村の負担が大きく なることが考えられる。

したがって、事務の効率化の観点から、基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たす事業者であって、当該市町村が決定した支給決定障害者等に対して繰り返しサービスを提供することが想定される事業者については、次に掲げる要件を考慮し、市町村の判断により、代理受領の枠組みを定めることが有効である。

(7) 基準該当事業者と市町村との間で代理受領について契約に基づき合意している こと

(具体的方策)

- ① 市町村と基準該当事業者の間で個別に、事業者として守るべき事項、費用の 請求方法等の事項を規定した代理受領契約を締結する。
- ② 市町村の規則等において、基準該当事業者の登録に関する申請手続や、申請 事項の変更届出、登録取消等の事業者の監督手続等を規定した代理受領の枠組 みを定め、基準該当事業者に代理受領の申込みをさせ登録する。
- (イ) 支給決定障害者等が代理受領の委任をしていること 支給決定障害者等が特例介護給付費等を支給申請する際に、基準該当事業者に 対して、当該給付費の受領を委任する旨を記載する等の方式が考えられる。

Ⅱ 災害等による特例給付(法第31条)

支給決定障害者等が、災害その他主務省令で定める特別の事情により、障害福祉サービスに係る利用者負担が困難であると認められる場合は、市町村は、介護給付費等に係る利用者負担額を政令で定める額の範囲内において市町村が定める額とすることができる。

則第32条各号に掲げる特別の事情があった場合においては、支援費制度では当該事情が生じた年における収入若しくは課税額又は必要経費を推定して収入(所得)階層を変更することにより対応していたところであるが、法においては、前年収入(所得)に応じて決定された負担上限月額は変更せず、特例給付による負担の軽減又は免除により対応することとなる。